



臓器売買と移植ツーリズムに関する科学アカデミーサミット教皇宣言



国際連合と世界保健総会の決議、2015年世界首長バチカンサミット、2014年奴隷制度に対する信仰指導者共同宣言、そして、2016年人身売買と組織犯罪に対する弾劾サミットにおいて臓器摘出を目的とした臓器売買、人身売買は人類に対する真の犯罪であり、全ての宗教、政治、社会のリーダーと国内・国際法によって真の犯罪であると認識されねばならないと宣言したローマ教皇Pope Francisの御意に沿い、我々、臓器売買に関する教皇科学アカデミー（PAS）サミットの署名参加者は、世界中の関係者を巻き込み、あらん限りの努力を惜しまずこれらの犯罪に立ち向かうことを決意した。

貧困、無職、社会的経済的機会の欠如が、人びとを臓器売買や臓器摘出を目的とした人身売買に陥れる要素である。極貧者は、ただひたすらによりよい生活を求めて自分の臓器を売るようにしむけられ、臓器売買の罠の犠牲者となる。おなじく、臓器不全に陥った患者は大金を払ってでも、移植ツーリズムとして海外におもむき、その金儲け目的の臓器移植の短期・長期の結果など忘れて、なんとしても臓器を手に入れようとする。悪徳ブローカーや悪徳医療従事者がいればこそ臓器売買がなりたち、彼等は人間の尊厳を汚している。通常、移植ツーリズムにおける移植手術は非認可施設において秘密裏に行われる。一方で、合法的な施設においても、患者の親類や利他的友人を偽ったドナーからの提供という形で臓器売買が行われることがある。こういった地に落ちた医療関係者や医療施設による移植に関連した犯罪を暴き、臓器売買の実態を社会に知らしめるという点において、メディアの果たす役割は大きい。

国連の人身売買に関する宣言（パレルモ宣言）、人身売買に対するヨーロッパ評議委員会、臓器売買に関するヨーロッパ評議委員会、など数多くの国際宣言において、これらの行為は強く非難

されてきた。我々はこれらの宣言を支持し、このような犯罪的行為を行うもしくはほう助する移植関係者は、その行いが国内であれ国外であれ、法の光のもとに裁かれるべきである。

近年の法的整備は、社会の不平等を是正するための画期的政策を創出するために重要な役割を果たしている。貧困者は精一杯臓器を提供するだけで、自身が臓器不全に陥っても臓器移植を受けることはできない。この点でも臓器摘出のための人身売買と臓器売買は、人権と社会正義の継続的發展を定めた国連総会2030議題に反している。Jeffrey Sachsはこう記している、「経済政策が次の三つの大問題に取り組むことが継続的發展において重要である；1. 経済的成長と雇用の拡大を推し進めること、2. 女性、貧困者、マイノリティーに対して社会が平等であること、3. 持続可能な環境を整備すること」。紛争状態にある国や不安定な情勢にある国において臓器移植に関連する犯罪は起こりやすい。

医療従事者はイスタンブール宣言に則り臓器売買を減らす努力を重ねてきた。にもかかわらず、これらの犯罪を取り締まり貧困者弱者を守るための法整備が整っていない国や地域に赴き臓器移植を受けようとする移植ツーリズムは後をたたない。臓器移植が必要な人民を自国内で救う責任が果たせない国が存在することも移植ツーリズムが根絶されない原因である。

国連の持続可能な発展目標、人身売買に関する国連パレルモ協定、世界保健総会決議(2004, 2010)、人身売買ならびに臓器売買に対するヨーロッパ評議委員会、臓器提供移植に関するマドリッド決議、イスタンブール宣言に乗っ取り、臓器売買に関する今回のPASサミットで示された臓器売買のデータに基づき、許すべからざるあらゆる人身売買と臓器売買と戦うローマ教皇Pope Francisの指導の下一致団結して、我々署名参加者は、違法かつ不道德な行為と戦うことを宣誓する。

世界中全ての国家や地域の政府、保健担当局、司法当局、宗教指導者、医療関係者、そして一般社会にむけて、今回の臓器売買に関するPASサミットから以下を提言する。

1. 全ての国家社会において、臓器摘出を目的とした人身売買と臓器売買は、死刑囚からの臓器摘出もドナー自身や死体臓器提供者の家族への金銭支払い行為も含めて、犯罪であると認識された上で、これらの行為は犯罪として世界あまねく非難されかつ国家レベルならびに国際レベルで法的に起訴される。
2. 宗教指導者は倫理的な臓器提供を推奨し、臓器摘出を目的とした人身売買と臓器売買を糾弾する。
3. 国家は、適切な地域ごとの協力体制の下、自国内で臓器移植を自給自足できる体制を作らねばならない。予防医学による臓器移植需要そのものの軽減や倫理的かつ整備された形で国内の移植体制を構築することも重要である。
4. 政府は移植関連の犯罪を予防告発するための明確な法整備をする。例えば、臓器売買に対するヨーロッパ評議委員会の一員となるなどして、犯罪行為がどこで行われようとも被害者を守る努

力をする。

5. 医療関係者は、倫理的見地と医学的見地から、ドナーとレシピエントの両方の短期長期成績を評価する。

6. 政府はそれぞれの法域内で実施される臓器摘出と移植のみならず、自国籍があるものと自国に在住するものが自らの法域外においてうけるすべての臓器移植を把握できる適切な登録システムを構築し、国際間データバンクを構築し、これを適切に共有できるようにする。

7. 政府は、患者に対する医療関係者としての責任にも配慮しつつ、医療関係者が臓器移植関連の犯罪が疑われる症例に関する情報を共有できる法的枠組みを整備する。

8. 責任当局は、司法制度の下、法域内で実施される犯罪の疑いのある移植と、自国籍があるものと自国に在住するものが自らの法域外において関与する犯罪の疑いのある移植を調査する。

9. 責任当局、保険会社、慈善基金団体は、臓器摘出と臓器売買を目的とした人身売買に絡む移植事例にたいし費用を提供してはならない。

10. 移植に関わる医療専門組織は医療関係者に対して、臓器売買と臓器摘出のための人身売買に対する法制度、国際指針について啓蒙活動を推進する。

11. WHOとヨーロッパ評議会と国連薬物犯罪事務所を含む国連当局とその他の国際団体は、移植関連の犯罪情報を収集し、その実態や犯罪に関わる組織の全貌を明らかにすべく協力する。